

コンクリート型枠支持金具事件：大阪地裁平 18(ワ)3563 平成 18 年 11 月 30 日(民 26)判決〔棄却〕

〔キーワード〕

意匠法 3 条 1 項 2 号・3 号，無効理由，無効審判，権利の濫用

〔事 実〕

原告（株式会社国元商会）は、平成 9 年 7 月 2 8 日、意匠に係る物品「コンクリート型枠支持金具」の意匠登録出願をし、平成 1 1 年 4 月 1 6 日に意匠登録第 1 0 4 3 3 9 6 号として設定登録した意匠権者である。

本件は、被告(A)による同一物品の製造販売行為が、原告の意匠権を侵害することを理由とする差止め等の請求訴訟である。

争点は、次のとおり。

- (1)イ号意匠が本件意匠と類似するか。
- (2)本件意匠登録は無効審判により無効とされるべきものか。
- (3)原告の損害

〔判 断〕

1 争点(2)について判断する。

証拠（乙 9）によれば、乙第 9 号証刊行物は、原告の 1 9 9 5 ～ 9 6 年用の製品カタログであること、同刊行物 6 2 頁には「K S パネル浮かし」「鉄筋を利用した浮かし型枠用受金具」として、2 種（品番 1 0 0 及び 1 6 0）のコンクリート型枠支持金具の意匠が記載されていること、このうち、1 0 0 の意匠は本件意匠と明確な相違点が識別できず、同一か、少なくとも類似することが認められる。そして、乙第 9 号証刊行物は、1 9 9 5 ～ 9 6 年用の製品カタログであるから遅くとも本件意匠登録出願前である 1 9 9 5 年（平成 7 年）中には頒布されたものと推認される。

したがって、本件意匠は、意匠法 3 条 1 項 2 号又は 3 号に該当するから、その意匠登録は、無効審判により無効とされるべきものであって、意匠権者が相手方に対しその権利を行使することができないものである。

2 以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1 . 本件は争点が 3 つあったところ、裁判所は争点(1)については判断せず、争点(2)に飛んで判断した。その結果、本件意匠は、意匠法 3 条 1 項 2 号又は

3号の規定に該当する新規性を喪失した登録意匠であることが判明したから、48条1項1号に該当する意匠として、無効審判によって登録無効とされるべきものと判断された。

判決は言っていないが、このような登録意匠の意匠権に基いて権利侵害を主張することは、権利の濫用となることから、原告の請求はいずれも理由がないとして、請求棄却の判決をした。

この判決では、特に法的根拠を示していないが、意匠法41条で準用する特許法104条の3の規定の適用を想定していただろう。しかし、この規定も、判決理由も、「無効審判により無効にされるべきものと」、権利行使は権利濫用となることから、被告によって特許庁に無効審判の請求がなされることを当然のことと想定しているといえるのだから、審判請求をするのは被告の義務と考えるべきであろう。

それにもかかわらず、被告によるそのような当然行うべき義務を無視して、裁判所が一方的に無効を判断することは違法性があるのではなからうか。一般の行政事件にいう「当然無効」論が、特許権侵害事件でも通用するのだろうか。

2. 裁判所のHPには、引用された乙9の刊行物中のコンクリート型枠支持金具の意匠が添付されていないから比較はできないが、本件登録意匠と酷似の意匠がすでに掲載されていたのかも知れない。

この判決は、出願人はたとえ自分で創作した意匠であっても、その出願前に公知の状態にしてはいけないことを教えている。もしそのような状態になった意匠であれば、意匠法4条3号の規定を遵守して救済する努力をすべきである。

〔牛木 理一〕

【本件登録意匠】

